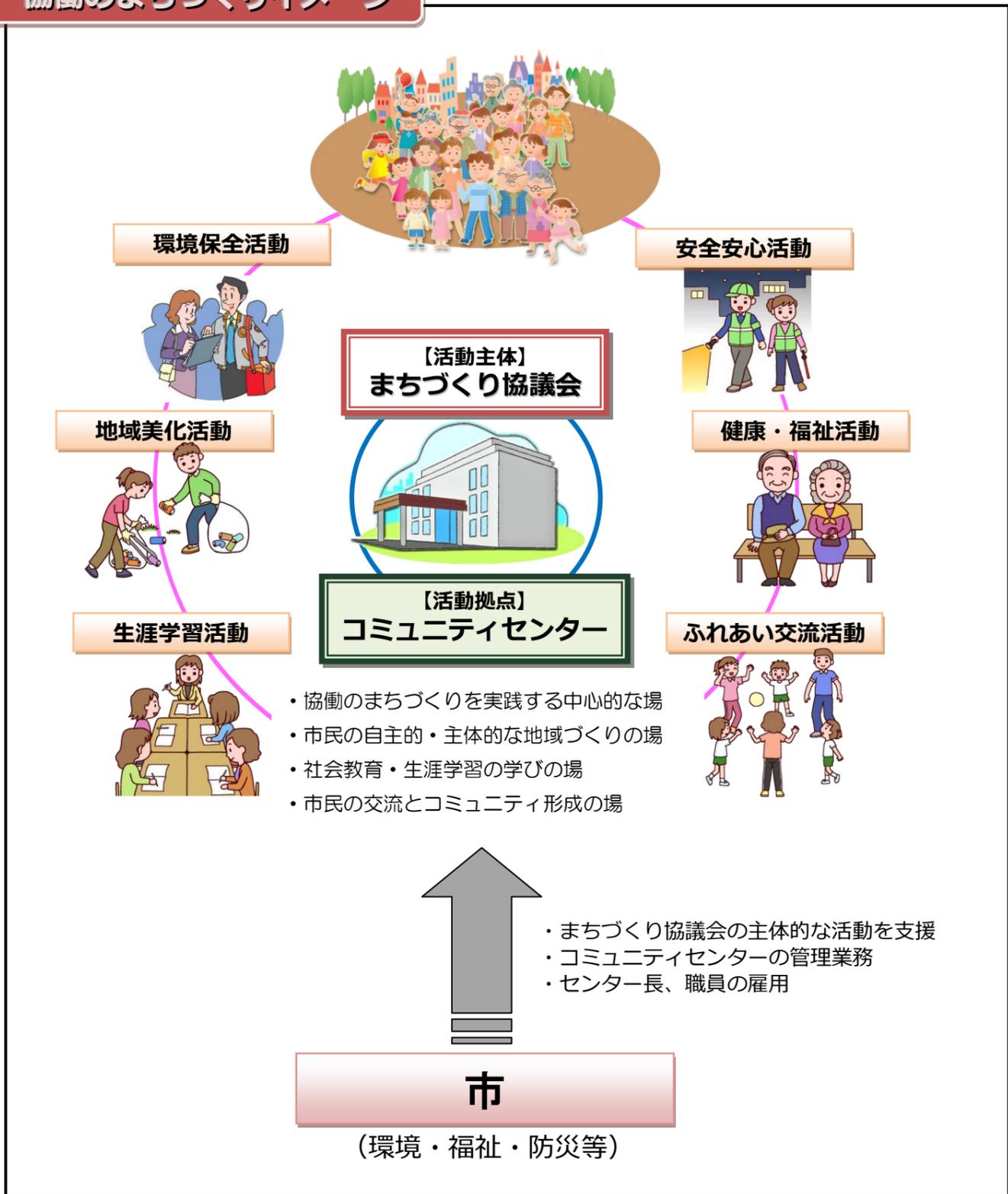


地域づくり・まちづくり活動

少子高齢化、核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化など社会情勢が変化する中、防犯、防災、福祉、環境、教育などの多くの分野で、地域を取り巻く課題は複雑化、多様化してきています。住民と行政の連携と役割分担による「協働のまちづくり」を更に推進し、住民と行政が力を合わせて地域課題に取り組む体制づくりが必要となります。

協働のまちづくりイメージ



コミュニティセンター移行の概要

- 地域づくりの拠点施設として、更なる協働のまちづくりの推進と市民の自主的な地域づくりを支援します。
- 従来の公民館事業は継続実施するとともに、地域づくりの観点からも社会教育・生涯学習事業を推進します。
- 地域づくりの活動主体であるまちづくり協議会の組織強化を図ります。
- 施設を教育委員会から市長部局に移管します。

- 地域づくりに係る市の支援体制
 - 市長部局となり、まちづくり協議会をはじめとする地域づくり活動に関係する部局（環境、福祉、防災等）との連携を図ります。
 - 市は次の業務を担当します（公設公営）。
 - 施設管理（貸館）、従来の公民館事業、センター長・職員の雇用等
 - センター長の役割・業務
 - 地域づくりのコーディネート役として、まち協や各種団体、行政との連絡調整を行います。
 - まちづくり協議会においては、「事務局長的な役割」を担い、まちづくり協議会の活動を支援します。
 - 一括交付金制度の創設
 - 協働のまちづくり事業交付金と地区区長会運営交付金を地域の選択により一括して交付することができます。
 - 協働のまちづくり事業交付金の柔軟な運用 対象経費に費用弁償、食糧費を加えます。

- 従来の公民館事業の推進と地域づくり支援
 - 社会教育指導員を地区（町）に配置し、社会教育・生涯学習事業に係る指導助言を行います。
 - また、社会教育指導員が社会教育の観点から地域づくり活動を支援します。

- まちづくり協議会の組織強化

まちづくり協議会を一定の組織力に高めるとともに、地区内の連携を図ります。

 - まちづくり協議会の規則を制定します。
 - 区長会と一体または強い連携を構築すること。
 - 地域内の各種団体を可能な限り構成団体に含むこと。
 - 市民が自由に活動に参加できること。
 - 地区まち協連絡会の開催（地域振興課）

